

告 示

埼玉県告示第七百三十二号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

深谷市永田地内

四 作業期間

令和四年七月二十日から令和五年一月三十一日まで